

## 指定居宅介護支援事業所に係る廃止・休止届について

(令和元. 5月 湯河原町介護課)

### 1 廃止・休止の届出

#### (1) 手続きの概要

指定を受けている居宅介護支援事業所において、その事業を休止又は廃止する場合には、その旨の届出が必要です。

#### (2) 届出の書類

『指定居宅介護支援事業所廃止・休止届出書』【様式3の2】

#### (3) 届出の期日 休止又は廃止の日の1月前まで

#### (4) 注意事項

休止期間は最大で6か月です。休止期間の終了日の1月前までに事業の再開または廃止を検討し、再度、再開届又は廃止届を提出してください。(自動的に休止から廃止・再開になるわけではありません)。

また、休止期間の延長を希望する場合は介護課までご相談ください。

#### (5) 提出先

〒259-0392 湯河原町役場 介護課介護保険係 TEL 0465-63-2111

### 2 再開の届出

#### (1) 手続きの概要

休止の届出をしている居宅介護支援事業所において、その事業を再開しようとする場合には、その旨の届出が必要です。

#### (2) 届出の書類

- ・『指定居宅介護支援事業所再開届出書』【様式3】
- ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表【参考様式1】
- ・再開を確認するために必要な書類

#### (3) 届出の期日 再開した日から10日以内

※再開前に事前確認のため来庁してください。

(書類不備などを考慮し、なるべく早めにお越しくください。)

#### (4) 提出先

〒259-0392 湯河原町役場 介護課介護保険係 TEL 0465-63-2111

**【問い合わせ先】**

〒259-0392 湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町役場 介護課介護保険係

Tel0465-63-2111

開庁時間 平日 8:30～17:15